

# 事務所変更登記完了届

年 月 日

総 長 殿

教 区 組 寺

住 職  
住職代務

印

このたび、住居表示実施（区画整理・町村合併）に伴い、下記の通り寺則を変更し、事務所変更登記を完了いたしましたので、登記簿の抄本を添えてお届けします。

記

1. 旧所在地 \_\_\_\_\_

ふりがな.....

2. 新所在地 \_\_\_\_\_

3. 登記完了日 平成 年 月 日

上記奥印します。

組 組 長

印

上記進達します。

教区教務所長

印

| 寺院活動支援部(一般寺院担当) | 第 号 | 年 月 日 起案 |       |       |     |
|-----------------|-----|----------|-------|-------|-----|
| 決 裁 月 日         | 部 長 | 課 長      | 賛 事   | 主事・録事 | 起案者 |
|                 |     |          |       |       |     |
| 備 考 :           |     |          | 発 送 : |       |     |
| 記 録 :           |     | 宗 法 :    |       | 浄 書 : |     |

## 事務所変更登記完了届について

住居表示の実施  
区画整理等による事務所所在地変更の届出について  
市町村合併

寺院の位置は変わらなくても、住居表示の実施や区画整理、市町村合併等により、寺院の所在地の呼称、地番が変更される場合があります。この場合は、宗派への寺則変更承認申請及び所轄庁（都道府県知事）への規則変更認証申請は必要ありません。

しかし、次に掲げる手続きをして、所轄庁および宗派に、事務所の所在地が変更になった旨を届け出なければなりません。

（宗教法人法第65条、商業登記法第26条、不動産登記法第59条）

|       |   |   |
|-------|---|---|
| 事由    | 住居表示の実施により、事務所の所在地が変更になった場合   | 区画整理、市町村合併等に伴い事務所の所在地の行政区画等の名称に変更があった場合   |
| 変更登記  | 住居表示を実施した旨の市町村長からの証明書を付して申請する。  | 登記官の職権において変更登記がなされる。  |
| 手続き方法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>①住居表示の実施をした旨の市町村長の証明書の交付を受ける。</li> <li>②証明書を付して法務局に変更の登記申請をする。</li> <li>③法務局で変更された登記事項証明書&lt;法人&gt;の交付を受ける。</li> <li>④寺院備付の寺則第3条を訂正する。</li> <li>⑤宗派及び所轄庁に変更後の登記事項証明書&lt;法人&gt;を付して届け出る。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>①法務局で変更された登記事項証明書&lt;法人&gt;の交付を受ける。</li> <li>②寺院備付の寺則第3条を訂正する。</li> <li>③宗派及び所轄庁に変更後の登記事項証明書&lt;法人&gt;を付して届け出る。</li> </ul> |